

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い安全安心なまちづくり

危機管理班・企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・農林水産班・建設水道部全班

第1 基本方針

市は、市内の自然環境、都市構造等の地域の特性に配慮しつつ、災害に強い安全安心なまちづくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等により災害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等により災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域基盤づくり

(1) 総合的計画策定上の配慮

市は、総合的・広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

市は、関係機関と協力し、基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(3) 構造物、施設の安全性の確保

市は、住宅・学校や病院、公民館等の施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

市は、災害に強い安全安心なまちの形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

(5) 社会資本の維持管理

道路・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 災害に強い安全安心なまちの形成

- (1) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- (2) 土砂災害警戒避難体制の整備
県により土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- (3) 災害危険区域等の指定
市及び県は、洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (4) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (5) 防災拠点等の積極的整備
市は、災害時に防災拠点となる公共施設について積極的な整備を図る。
- (6) 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- (7) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- (8) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- (9) 災害に強い安全安心なまちの形成
以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、災害に強い安全安心なまちを形成する。
 - ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
 - イ 住民自らが地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
 - ウ 河川、都市下水路について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - エ 出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保
 - オ 河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減
 - カ 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など

- を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- キ 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表
- ク 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- ケ 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
- 特に土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進
- コ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える床上浸水被害を解消するための浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び医療機関、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- サ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備の推進
- シ 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者への周知
- ス 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
- 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
- また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- セ 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- ソ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

【資料3】水防警報指定河川

【資料4】水位情報指定河川

【資料5】河川

【資料6】重要水防区域

【資料7】水防上重要な水門の操作

【資料8】雨量観測所一覧

【資料9】ため池

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

3 風水害に対する建築物等の安全性

- (1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設については、その所有者及び管理者は、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵

守について指導等に努める。

- (3) 建築物の所有者及び管理者は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- (4) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める
- (5) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

4 ライフライン施設の機能の確保

- (1) 大規模な風水害が発生した場合の、被害想定に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (2) 市及び関係機関は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進するものとする。

5 災害応急対策等への備え

- (1) 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行う。また、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 特に、正確な情報伝達を行うため、関係機関と平時から信頼関係の構築・醸成に努め、訓練等を通じて持続的なものにするよう努める。
- (3) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- (4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- (5) 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (6) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (7) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (8) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (9) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 災害発生直前対策

危機管理班・秘書広報班・消防班・市民生活班・農林水産班・土木班

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報等の伝達は、第2章第1節「災害直前活動」によるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。また、市は、气象台からの情報収集の他、関係機関により、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 市は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画（避難情報の判断・伝達マニュアル）を作成する。
- (2) 市は、避難場所及び避難所について、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- (5) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難施設等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、国及び県に助言を参考に、発令範囲をあら

はじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

- (7) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。
- (8) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点等を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ セキ、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

4 応急対策実施のための事前確認

- (1) 職員への待機命令等動員体制の事前準備
- (2) 防災行政無線等、情報伝達手段、緊急車両等防災用設備・機材の点検
- (3) 避難所等防災上重要な施設を中心とした公共施設の緊急点検の実施
- (4) 円滑な応急対策実施のための各班事務分掌の再確認
- (5) 第2章第1節「災害直前活動」に基づく、防災中枢機能等の確保

第3節 情報の収集・連絡体制計画

危機管理班・総務班・企画班・秘書広報班・地域創生推進班・財政班・消防班

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められ、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進める。また、平常時より防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知に役立てる。

第2 主な取り組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップを作成し住民に周知する。また、データベースを活用した地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進し、被災時の情報途絶を回避する。
- 4 毎年地域連絡員を任命し、災害時（災害前）には区自主防災会からの情報収集及び伝達に努める。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被害状況等の把握及び被害調査は、市が、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

(2) 訓練の実施

市は、円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(3) 情報通信拠点のネットワーク化

市は、公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。

(4) 新たな情報収集システム・体制の整備

市は、情報収集手段としてインターネット等の活用について研究する。また、総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

(5) 長野県及び住民との連携

雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(6) 関係機関等との調整

災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。なお、県は市が対策本部を設置するような非常時において、市と県の円滑な情報収集・連絡等のために、市へ情報連絡員を派遣する。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めると共に、ホームページ、岡谷市行政チャンネル等の活用により、災害情報等の地域住民への情報提供を図る。また、情報分析要員等の育成・活用を図ることにより、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策への活用を図るほか、総合的な防災情報を網羅した防災マップの

作成や地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 防災行政無線等による住民への情報伝達

市は、防災行政無線、岡谷市行政チャンネル、防災ラジオ、防災メール、岡谷市ホームページ等による地域住民への情報伝達を行い、情報伝達体制の強化を図る。また、職員の装置操作の訓練、講習等を行うとともに点検整備の実施により円滑な通信の確保を図る。

同報系防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、難聴地域の改善のため、屋外拡声子局の増設や高性能スピーカーなどの整備を計画し、市民への迅速かつ的確な防災情報の伝達を行うための整備を図る。

【資料 12】 岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧

(2) 移動用携帯無線機の整備

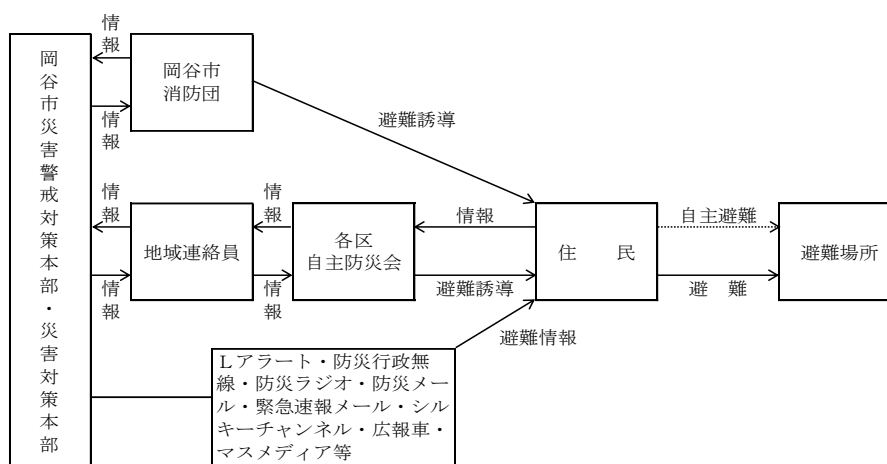
市は、移動用携帯無線機の整備により、災害時における安定した情報伝達手段を確保する。また、移動用携帯無線機により、災害時においても市内各地区との通信手段を確保する。

既存の移動系防災行政無線のデジタル化を推進する。

(3) 地域のマスメディアを利用した情報伝達・提供

市は、災害時には「災害緊急放送に関する相互協定」に基づき、エルシーブイ㈱に対して放送要請を行う。また、必要に応じて、諏訪広域連合とエルシーブイ㈱の間で締結している「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」に基づき、信越総合通信局へ臨時災害放送局の開設申請を行うものとする。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(4) 災害時優先電話

市は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめNTT東日本長野支店長及びNTTドコモ長野支店長に対し、災害時優先電話（固定電話、携帯電話）の承諾を受けておく。

また、災害時無線電話等を効果的に活用し、災害用として配備されている無線機等の機器については、その運用方法等について習熟する。

(5) アマチュア無線局の協力体制構築

市は、アマチュア無線クラブとの協力体制を構築し、非常時の情報通信網のバックアップを図る。

(6) 新たな災害時通信網の整備

市は、衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等複数の移動系の
応急対策機器の整備を図る。

（7）住民等への緊急連絡体制の整備

全国瞬時警報システム、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備
するよう努めるものとする。

第4節 活動体制計画

全機関

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、活動体制マニュアル等の整備、防災会議、防災訓練等を通じた防災関係機関との相互協力体制の構築・連携強化等、災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 市は、職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整備した活動体制マニュアル等の整備、充実を図る。
- 2 市は、防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 市は、防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 非常参集体制の整備

市は、災害発生のあるやうな事態に際し、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、迅速な対応が図れるよう、非常参集体制を次のとおり整備し、また必要に応じて見直しを行い、非常参集体制の充実に努める。

ア 情報収集連絡体制の確立

発災後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

イ 職員の配備体制

防災気象情報による基準に基づき、災害の危険性や規模に応じた適切な参集基準、配備体制を定める。

ウ 配備指令の伝達及び方法

配備職員への招集の伝達系統については、勤務時間中並びに勤務時間外について整備し、休日や夜間における災害の発生に迅速な対応が可能な体制とする。

招集の連絡方法については、複数ルート化、代替手段の確保等を図り、通信施設の損傷等の事態に備える。

エ 配備体制等の確認

各課長等は、4月あるいは人事異動が行われた場合は、非常参集の伝達方法を見直し、職員に周知するため、緊急動員配備体制連絡網を作成し、また、配備基準に定めた人員をあらかじめ指定しておく。

(2) 活動体制マニュアルの整備

市は、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の活動体制マニュアル等を整備し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整える。また、同マニュアルに基づく訓練を実施し、常時より職員の対応能力の向上に努めるとともに、訓練結果等を踏まえ、同マニュアル

ルの見直し、充実を図る。

(3) 対応力の強化

応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時からの構築に努めるものとする。

2 岡谷市防災会議の設置

市は、災害対策基本法第16条に基づき、岡谷市防災会議を設置し、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化、協力体制の構築を図る。

また、岡谷市防災会議は、市の災害特性及び地域特性に対応した岡谷市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

【資料13】 岡谷市防災会議条例

【資料14】 岡谷市防災会議委員名簿

3 防災中枢機能（災害対策本部）等の確保

(1) 組織としての機能の確保

本部長（市長）が不在等でその職務が遂行できないときは、岡谷市災害対策本部条例に基づき、副本部長（副市長）がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できないときは、総務部長が代理する。

(2) 拠点としての機能の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設を確保する必要がある。

ア 拠点機能の確保

市庁舎は防災拠点の中枢である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に努める。

(7) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、通信設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。また、長時間の停電や通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

(イ) 飲料水、食料の確保

受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後は水洗便所への給水を制限し、飲料水の確保に努める。また、職員のための食料の確保を行う。

イ 代替施設の確保

災害対策本部は、原則として市役所5階庁議室に設置する。庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、応急対策に支障をきたさない公共施設を選定し、本部長が指定する。

ウ 現地災害対策本部等の確保

現地災害対策本部は、災害対策本部を設置した場合に、必要に応じて、被災現場に近い公共施設等に設置する。

現地災害対策本部等が設置されることが想定される施設については、市庁舎に準じて、非常用発電機、通信設備等の整備を行うとともに、防災上の点検を行い、必要により補強工事等を実施する。

【資料 15】岡谷市災害対策本部条例

4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも含め備えを充実する。

5 業務継続計画等の確保

(1) 実施計画

ア 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

イ 実効性のある業務継続計画を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

ウ 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代行庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第5節 広域相互応援計画

危機管理班・企画班・秘書広報班・地域創生推進班・関係機関

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取り組み

- 1 市は、他市町村との相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内外消防本部による消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 姉妹都市間等の相互応援体制の確立を図る。
- 4 市は、公共機関及びその他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。
- 5 市は、関係機関との相互応援協定の締結を行うとともに、連携強化体制に努める。
- 6 市は、県と一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。

第3 計画の内容

市は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、や連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

市は必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

1 県内全市町村間の相互応援体制の整備、充実

(1) 長野県市町村災害時相互応援協定

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県市長会及び県町村会と連携し円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。

イ 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村として、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を必要に応じ開催し相互応援体制の確立を図るものとする。

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(2) 相互応援活動計画の策定

相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

(3) 市町村間の連携強化

各市町村と協力し、応援活動に伴う資機材、物資等備蓄状況の把握及び合同訓練等を行うなど、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるように連携強化に努める。

(4) 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書に基づき、諏訪地域広域市町村と連携し円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。

【資料 30-3】 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

2 県内外消防本部間の消防相互応援体制

長野県では、長野県消防相互応援協定に基づき、市町村間の相互応援体制を整備している。

また、地震等の大規模災害時に、全国的な消防機関が相互に人命救助活動が図れるよう、緊急消防援助隊が発足し、その活動指針となる緊急消防援助隊要綱が策定されている。

諏訪広域消防本部は、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できるよう、事前に活動計画等を定め、各消防本部における消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、平常時より応援要請及び応援活動体制の強化に努める。

【資料 30-4】 長野県消防相互応援協定書

【資料 30-5】 長野県消防相互応援協定実施細則

【資料 30-6】 緊急消防援助隊運用要綱

3 姉妹都市間等の相互応援体制の整備

本市は、平成 7 年 2 月に群馬県富岡市、平成 7 年 4 月に岡山県玉野市及び静岡県東伊豆町、平成 30 年 4 月に埼玉県鴻巣市、平成 30 年 7 月に東京都大田区と災害における相互応援協定を締結している。

これらの協定により、姉妹都市等との相互応援体制が整備されているがより効果的な協定内容への見直し及び一層の連携強化体制の確立に努める。

【資料 30-7】 災害時の相互応援協定書（岡山県玉野市）

【資料 30-8】 災害時の相互応援協定書（群馬県富岡市）

【資料 30-9】 災害時の相互応援協定書（静岡県東伊豆町）

【資料 30-51】 災害時の相互応援協定書（埼玉県鴻巣市）

【資料 30-52】 災害時の相互応援協定書（東京都大田区）

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

公共機関及びその他事業者は同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

5 岡谷市における関係機関との相互応援協定

災害時における関係機関との相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、より効果的な協定内容への見直し及び一層の連携強化体制に努める。

なお、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関との協定締結を検討する。

【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

【資料 30-13】 災害時における岡谷市と岡谷市市内郵便局の協力に関する協定書（郵政事業株岡谷支店）

【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

【資料 30-16】 アマチュア無線による災害時応援協定書（岡谷市アマチュア無線クラブ）

- 【資料 30-17】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（ＪＡ信州諏訪）
- 【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合コープながの）
- 【資料 30-19】 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）
- 【資料 30-21】 災害時における電設関係応急措置に関する協定書（岡谷市電気工事業組合）
- 【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング(株)）
- 【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ(株)）
- 【資料 30-24】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)有倫会 洗心荘）
- 【資料 30-25】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(医)研成会 白寿荘）
- 【資料 30-26】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(株)ツイ ツイ・サンイン岡谷）
- 【資料 30-27】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)平成会 さわらび）
- 【資料 30-28】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)平成会 岡谷和楽荘）
- 【資料 30-29】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)サ・ビ・ジ ョン グレイスフル岡谷 第２グレイスフル岡谷）
- 【資料 30-30】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)共立福祉会 ケアハウス高尾）
- 【資料 30-31/32】 災害時の医療救護活動に関する協定書/実施細則（岡谷薬剤師会）
- 【資料 30-33】 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書（社団法人長野県建築士会諏訪支部）
- 【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）
- 【資料 30-35】 災害時の情報交換に関する協定書（国土交通省）
- 【資料 30-38】 災害時における応援協力に関する協定書（諏訪生コン協同組合）
- 【資料 30-39】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合・同諏訪支部）
- 【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書
（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）
- 【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書
（諏訪広域連合/諏訪５市町村/岡谷市医師会/諏訪市医師会/諏訪郡医師会）
- 【資料 30-42】 災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定書
（長野ＬＰ協会諏訪支部・(一社)長野県ＬＰガス協会）
- 【資料 30-43】 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書
（(一社)日本建設機械レンタル協会 長野支部）
- 【資料 30-44】 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書
（(一社)全国霊柩自動車協会・(公社)長野県トラック協会霊柩部会）
- 【資料 30-45】 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定
（東日本旅客鉄道株式会社長野支社）
- 【資料 30-46/47】 災害時における災害救助犬出動に関する協定書／実施細目
（特定非営利活動法人救助犬訓練士協会）
- 【資料 30-48】 災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書
（ナンシンリフレッシュサービス有限会社）
- 【資料 30-49】 防災・減災に関する応援協定（公益財団法人日本財団）
- 【資料 30-50】 大規模土砂災害に備えた相互協力に関する協定書
（国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所）
- 【資料 30-53】 災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書（興亜化成(株)・

HARIO (株))

【資料 30-54】災害時における物資供給に関する協定書 ((株) プラスワン)

【資料 30-55】災害時における物資供給に関する協定書 ((株) ケーヨー)

【資料 30-56】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((株) 和が家 おはな和が家)

【資料 30-57】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 (TPR トータル・ビス (株) さわやか絹の郷信州おかや)

【資料 30-58】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((福) 平成会 松風)

【資料 30-59】災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書 (中部電力 (株) 電力ネットワークカンパニー諏訪営業所)

【資料 30-60】災害に係る情報発信等に関する協定書 (ヤフー (株))

【資料 30-61】災害廃棄物等の処理に関する基本協定 (大栄環境)

【資料 30-62】災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定 (日産自動車 (株)・長野日産自動車 (株)・松本日産自動車 (株)・日産プリンス松本販売 (株))

【資料 30-63】大規模災害時における避難所としての施設利用に関する協定書 (岡谷旅館組合)

【資料 30-64】災害時における相互協力に関する協定書 (東日本電信電話 (株) 長野支店)

【資料 30-65】災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人 コメリ災害対策センター)

【資料 30-66】災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社アクティオ)

6 県と一体となった他都道府県被災地編への応援体制整備

県内全市町村と県において締結している「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により、実施する応援の内容について、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

【資料 30-36】長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書 (長野県)

【資料 30-37】長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針 (長野県)

7 広域防災拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点を選定しておく必要がある。

さらに、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点をあらかじめ選定しておく必要がある。

(1) 市は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

(2) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第6節 救助・救急・医療計画

危機管理班・消防班・社会福祉班・健康推進班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図る。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

市は、消防団屯所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、赤十字奉仕団及び自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制を整備する。

また、平常時から地域住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助救出体制を強化する。

2 災害時医療体制の整備

(1) 初期医療体制

ア 医療救護体制の整備

市は、災害時の負傷者の医療救護に対応するため、（一社）岡谷市医師会、岡谷下諏訪歯科医師会、岡谷薬剤師会等との協定に基づき、医療救護班の編成等、医療救護体制を整備する。

（一社）岡谷市医師会及び岡谷薬剤師会等の関係機関は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効果的な供給体制についてあらかじめ調整を図る。併せて、広域的な医療救護活動が円滑に行われるよう受援体制を整備する。

【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

【資料 30-19】災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）

【資料 30-31】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷薬剤師会）

【資料 30-41】諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

（諏訪広域連合/諏訪5市町村/岡谷市医師会/諏訪市医師会/諏訪郡医師会）

イ 救護所設置体制の整備

災害時、速やかに救護所の設置が図れるよう、現地や避難場所等への救護所の設置に備え、必要な資機材の備蓄、調達方法の確保等、救護所設置体制を整備する。

また、災害時の傷病者の収容医療機関について、あらかじめ候補となる医療機関の把握に努める。

(2) 後方医療体制

地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院に指定される諏訪赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

日本赤十字社長野県支部、岡谷市医師会、岡谷薬剤師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

(3) 医療用資機材等の備蓄

市は、医薬品等の備蓄について、(一社)岡谷市医師会を通じ岡谷市民病院、諏訪湖畔病院で管理・備蓄を行う。

(4) 研修・訓練

災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行なうものとする。

3 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 消防計画における救助・救急活動の充実

諏訪広域消防本部は、関係機関と連携し集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の連携強化

諏訪広域消防本部は、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(3) 訓練の実施

諏訪広域消防本部は、関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・施設管理者

第1 基本方針

災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備充実を図り、防災活動を実施する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防団活性化の促進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等、多様な主体を消防協力団体として指定することで、消防団活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の育成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から諏訪広域消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、災害発生時において一体となって当該災害等に対処できる体制の推進を図る。

(5) 諏訪広域消防本部における火災予防

ア 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう管理の徹底に努めるよう指導する。

(7) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(6) 諏訪広域消防本部における活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(7) 諏訪広域消防本部における応援協力体制の確立

災害発生時等において、諏訪広域消防本部における消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合に備え、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の消防機関に応援を要する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の消防機関から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

2 住民及び自主防災会が実施する計画

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災会においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

3 水防計画

(1) 実施担当

ア 危険箇所等の巡視、点検、対策工事等は、河川管理者、施設管理者等が実施する。

イ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合の水防活動は、消防団と連携し行う。

(2) 水防計画の内容

市は、水防計画に基づき、次の事項を実施する。詳細は、市水防計画による。

ア 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄

イ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

ウ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

エ 河川ごとの水防工法の検討

オ 洪水時等における水防活動体制の整備

- カ 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- キ 水防計画の策定
- ク 水防訓練の実施（年１回以上）
 - (ア) 水防技能の習熟
 - (イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - (ウ) 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- ケ 浸水想定区域に指定された区域の情報伝達方法の整備
- コ 浸水想定区域内にある高齢者等の要配慮者利用施設（主に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める
- サ 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- シ コ～サに該当する施設の情報伝達体制の整備
- ス 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

第8節 要配慮者計画

危機管理班・企画班・地域創生推進班・社会福祉班
介護福祉班・商業観光班・教育部全班・病院部全班・施設管理者

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化、核家族化等社会構造の変化等に伴い、災害時には要配慮者、とりわけ要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、岡谷市社会福祉協議会及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 市は、各区と連携して日頃から在宅の要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者利用施設は、防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を図り、市は、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 市は、外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 4 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 避難施設の整備

市は、災害時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等、要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者本人の対応能力を高めるため、個々の態様に合わせた防災教育、防災訓練の実施に努め、広報等により要配慮者、その家族及び地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日ごろから対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時に近隣の協力が得られるよう、日ごろから呼びかけに努める。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- (ア) 区、自主防災組織等は、各地区内の要配慮者への支援体制を平常時から整備する。
- (イ) 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で行われる防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するように働きかける。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の自治体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車

両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(5) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力等を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(6) 要配慮者の状況把握

市は、民生児童委員、区、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の状況把握するよう努める。

(7) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、庁内関係部課で把握している要配慮者の情報を集約し、必要があると認めるときには県知事その他の者に対して要配慮者に関する情報提供を求める等、避難行動要支援者の情報の取得に努める。また、本人の死亡、転居等の異動情報や施設の長期利用の情報等の継続的な把握に努め、定期的に名簿情報を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。なお、名簿作成の際には、避難行動要支援者に対し、円滑な避難支援実施のために名簿情報を事前に避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供できることを説明し、その同意を得ることに努める。

(ア) 避難行動要支援者

避難行動要支援者の対象者としては、介護保険における要介護・要支援認定者、一人暮らし高齢者（65歳以上）、高齢者（65歳以上）のみの世帯の者、障害者、児童、妊産婦及び乳幼児、傷病者、日本語に不慣れな在外国人等が考えられるが、真に避難支援が必要な者として避難行動要支援者の範囲を次のとおり定める。

○要介護認定3～5を受けている者

○身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

- 療育手帳Aを所持する知的障害者
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する者
- 市の生活支援を受けている難病患者

これら要件に該当しない場合であっても、自らまたは親族から避難行動要支援者名簿への掲載の申し出のあった者並びに避難支援等関係者が名簿への掲載が必要と認めた者は、避難行動要支援者名簿に掲載することができるものとする。

(イ) 避難支援等関係者

市は、消防機関、警察、区、自主防災組織、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とし、災害の発生または、その恐れのある場合においては、名簿情報を避難支援等関係者に対し避難支援に必要な範囲において情報を提供する。ただし、あらかじめ避難行動要支援者から名簿情報の提供に関する同意を得た者の情報については、事前に避難支援等関係者へ情報提供を行なうものとする。

イ 個別避難計画作成の努力義務

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ウ 個別避難計画の事前提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 情報提供における配慮

市は、取得した個人情報の適正な情報管理はもとより、名簿情報を提供する際においても、情報の漏えい防止、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じ、名簿情報の提供を受ける者に対しても必要な措置を講ずるよう求めるものと

する。

(7) 市が行う措置

- a 避難行動要支援者名簿の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- b 情報を提供する避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱や避難支援等関係者に課せられた守秘義務に関する研修会を開催する等の広報周知を行なうこと。

(イ) 情報の提供を受ける者が行なう措置

- a 災害対策基本法第 49 条の十三で定める守秘義務の十分な理解をすること。また、組織においては、その周知徹底を行なうこと。
- b 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所等、安全に管理された場所で保管すること。
- c 組織においては、無用に共有または利用せず、情報取扱者を限定すること。
- d 必要以上に避難行動要支援者名簿の複製をしないこと。
- e 組織においては、名簿の取扱に関する研修会等により、適切な名簿管理の理解に努めること。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害発生時に名簿情報に基づいて避難支援を行うこととするが、避難支援を実施する避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、市は、避難支援等関係者等が災害の状況や地域の実情に応じて、可能な範囲で避難支援活動が行なえるよう避難支援等関係者の安全確保に配慮する。

また、地域においては、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方の説明、避難支援等関係者の安全確保の措置等について、地域住民で協議し、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、避難行動要支援者 1 人ひとりに名簿の活用や意義等について、理解してもらうこととあわせ、避難支援等関係者は災害の状況等によっては、避難支援が実施できない可能性もあることを説明しなければならない。

(9) 避難情報の伝達

市は、災害発生時に、要配慮者が安全かつ円滑に避難できるよう、要配慮者及び避難支援等関係者に迅速な情報伝達を行なうことはもとより、防災行政無線のほか、広報車、メール等、伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合わせ情報伝達するとともに、万人に、わかりやすい内容で情報伝達を行うよう配慮する。

(10) 避難行動要支援者の態様に配慮した避難支援計画の策定

市は、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ避難行動要支援者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所等の周知徹底を図る。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生児童委員、区、社会福祉協議会、自主防災組織と共同で策定するよう努める。

(11) 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市防災・福祉担当及び自主防災組織や避難行動要支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

(12) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、区、自主防災組織、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

また、地域の防災力の向上を図るため、避難行動要支援者や避難支援等関係者に対する教育や研修等の実施に努める。

2 要配慮者利用施設の対策

市は、要配慮者利用施設に対し、以下の(1)～(4)に関する必要な指導を行う。

(1) 非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導を行う。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努める。災害発生時に防災設備が正常に作動しなかったり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を随時点検する。また、火気については、日ごろから安全点検を行う。更に、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ確かな対応を行うため、防災計画等を作成し、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練を定期的の実施する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出动等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区等との間で避難支援計画等に関する協定及び近隣市町村等における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

【資料 16】 社会福祉施設等

(6) 医療機関が実施する対策

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、岡谷市医師会等は、県の指導に沿ってそれぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と協議し調整する。

(7) 医療機関における防災マニュアルの作成

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿

って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成する。

また、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

(8) 医療機関における相互応援体制の整備

医療機関は、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

【資料 17】 医療機関

- (9) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(10) ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。

3 土災害警戒砂区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設対策

(1) 防災体制の整備について指導

市は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(2) 訓練の実施

市は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災会等々と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(3) 警戒避難体制の確立

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備に努める。

(2) 広域避難場所及び避難経路の周知

市は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的にするとともに、多言語化による整備に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及に努める。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の自治体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制の整備に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(5) 観光客の安全対策の推進

市は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

(6) 外国籍住民等の状況把握

市は、市内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努める。

(7) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(8) 駅、ホテルなどでの情報提供

関係機関等は、駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備に努める。

(9) 医療機関の対応

医療機関は、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備に努める。

第9節 緊急輸送計画

危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班
教育総務班・スポーツ振興班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 市は、緊急輸送道路の確保に関する計画を策定する。
- 2 市は、ヘリポート、輸送拠点等を選定する。
- 3 市は、各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を策定する。
- 4 市は、緊急通行車両の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 緊急交通路の計画

幹線道路として国道20号線、国道20号下諏訪岡谷バイパス、県道下諏訪辰野線、岡谷茅野線の4路線がある。また、中央自動車道と長野自動車道的高速道路がある。しかし、これ以外の道路は狭濫で屈曲区間や橋梁が多い等、緊急交通路として確保することが困難な状況であるため、岡谷警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、拠点ヘリポート及び物資輸送拠点との交通確保について、特に配慮する。条件は次のとおりとする。

ア 市と隣接市町村を接続する幹線道路

イ 避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路

ウ 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係各機関等の施設を接続する道路

(2) 緊急輸送道路の確保

市は、次により、緊急輸送道路の確保に努める。

ア 国・県等と緊密な連絡を取り、幹線道路に掛かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。

イ 岡谷建設事業協同組合等の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。

ウ 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて道路整備計画等に基づき順次整備し、災害に強い道路網整備の確保に努める。

エ 市道を始めとした幹線道路の整備並びに農地と集落を結ぶ農道整備を促進する。

オ 国・県と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について国有林林道との連携にも配慮する。

【資料18】緊急交通路交通規制対象予定道路等

2 物資輸送拠点及び緊急用ヘリポートの確保計画

(1) 物資輸送拠点及び緊急用ヘリポート等の指定

市は、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物

資輸送拠点」を指定する。物資輸送拠点の選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

また、緊急用ヘリポートは、支援物資を集積・分類して各避難場所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(2) 地域住民への周知

市は、緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点について、その所在等を地域住民に周知する。

【資料 19】 緊急用ヘリポート

【資料 20】 災害対策用物資輸送拠点

3 輸送体制の整備計画

(1) 緊急用車両の確保

市は、災害に備え、庁用車両の整備、非常用燃料の確保、車両の借り上げ体制を整備する。

(2) 民間業者等との協力体制の整備

ア 市は、市内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の車両等の確保等の協力体制を確保する。

イ 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

ウ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

(3) 緊急通行車両認定手続の整備

危機管理班は、緊急通行車両として使用する車については、緊急通行車両事前届出要領に基づき、長野県公安委員会に公用車両の事前届出を行う。発災時の車両については、速やかに認定手続が行える体制をあらかじめ整備する。

第 10 節 障害物の処理計画

環境班・土木班・農林水産班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

災害直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなどの対策に努める。

第 2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第 3 計画の内容

1 施設倒壊等の未然防止

(1) 関係機関の実施策

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検し、工作物の倒壊等を未然に防止する。

特に、街路樹、電柱等の路上占有物等を管理・所有する各関係機関は、上記措置の徹底を図る。

(2) 住民の実施策

住民は、自らが所有又は管理する施設・設備等について、定期的に点検を行い、工作物の倒壊等の未然防止に努める。

2 障害物除却方法

(1) 協力体制の確保

ア 道路等の障害物除去

市は、災害時に障害物を円滑に除去するため、迅速に資機材、人材の調達が行えるように岡谷建設事業協同組合等との協力体制を確保する。

【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

イ 倒木処理

市は、あらかじめ諏訪森林組合等と協力し、相互に調整を図り、倒木の処理体制の整備に努める。

(2) 障害物及び廃棄物の集積場所

障害物及び廃棄物の集積場所は、災害の規模、障害物及び廃棄物の量、道路状況を確認し、運搬道路を確保する中で、湖畔公園等の公共広場や避難所となっていない小中学校校庭とする。

第 1 1 節 避難収容及び情報提供活動計画

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・教育部全班・病院部全班・施設管理者

第 1 基本方針

災害の発生時には、行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者、要配慮者利用施設、帰宅困難者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第 2 主な取組み

- 1 市は、避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 市は、安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市は、住宅の確保を迅速に行う等の体制の整備を図る。
- 4 学校及び保育所においては、迅速かつ適切な避難活動を実施するための計画を策定する。

第 3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 避難計画の作成

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に務める。

市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

ア 避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 避難指示等を伝達する基準及び伝達方法

ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

エ 避難場所への経路及び誘導方法

オ 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給食措置

(イ) 給水措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

カ 避難場所の管理に関する事項

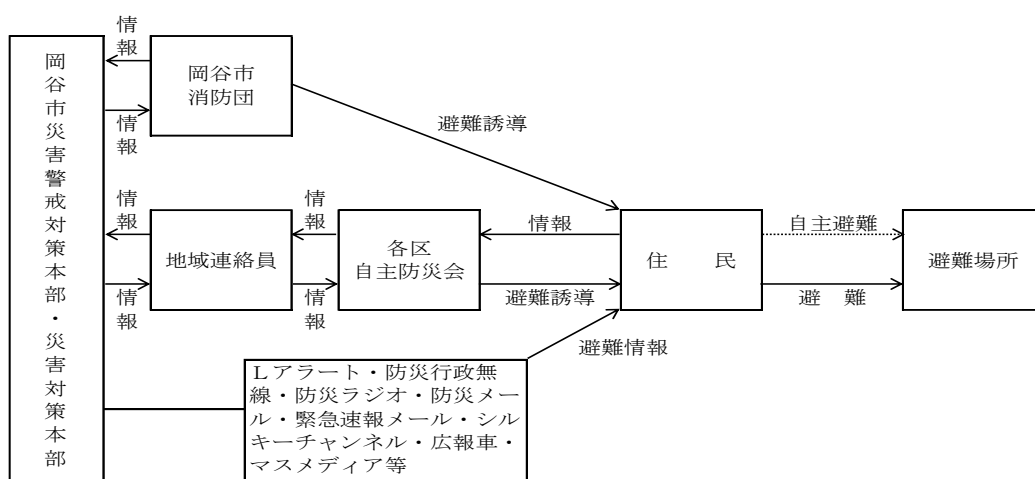
(7) 避難収容中の秩序保持

- (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (ロ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (ア) 平常時における広報
 - a 広報紙、岡谷市行政チャンネル、パンフレット等の発行
 - b 住民に対する出前講座の実施
 - c 防災訓練等
 - (イ) 災害時における広報
 - a 防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、広報車による周知
 - b 岡谷市行政チャンネル、エルシーブイ㈱による広報
 - c 避難誘導員による現地広報
 - d 住民組織を通じた広報

なお市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(2) 要配慮者対策

【資料 16】社会福祉施設等

【資料 17】医療機関

ア 避難行動要支援者に配慮した避難支援計画の策定

市は、避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導及び安否確認を行なうため、避難支援等関係者との連携の下、個々の態様に応じた避難支援計画を策定する。また、在宅の要配慮者の個人対応能力に応じた緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進め、安全の確保に努める。

イ 支援協力体制の確立

市は、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、岡谷市消防団、区、自主防災会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

また、市は、避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者と共有し、円滑な避難支援体制

確立のために活用する。

(3) 家庭での対策

(7) 家族の役割分担

各家庭では、家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。

① 避難場所、避難所への立退き避難

② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等) への立退き避難

③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか。(テレビ、ラジオ、インターネット等)

c 家の中でどこが一番安全か。

d 救急医薬品や火気などの点検。

e 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

f 避難場所、避難路はどこにあるか。

g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。

h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

(4) 防災訓練への参加

住民は、防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるように努める。

(5) 非常持ち出し袋の準備

各家庭では、避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、防災ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

(4) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 避難場所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、避難場所の指定に際しては、次に掲げる事項に留意する。

ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮する。

イ 避難場所の安全性に特に配慮する。

ウ 定められた避難場所が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所をあらかじめ定めておく。

エ 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意する。

- オ 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ学校内において避難場所として使用する場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。
- カ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めている。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。
- キ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、必要に応じてあらかじめ指定するなど体制の整備に努める。
- ク 災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

【資料 21】 避難施設

(2) 隣接市町村との相互協力体制の構築

市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議する。

(3) 避難場所の環境整備

市は、指定した避難場所について環境整備を推進し、安全性や居住性の向上に努める。

- ア 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害 救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- イ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- オ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- カ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- キ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- ク 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

- ケ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。
- なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- コ 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- シ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- セ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
- なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- ソ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- タ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所 TKB スタンド等参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- ツ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- テ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- ト 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- ナ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- ニ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営

に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ヌ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

【資料 30-24】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）有倫会 洗心荘）

【資料 30-25】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（医）研成会 白寿荘）

【資料 30-26】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（株）ツイ ツイ・サンイン岡谷）

【資料 30-27】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 さわらび）

【資料 30-28】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 岡谷和楽荘）

【資料 30-29】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）カン・ビジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷）

【資料 30-30】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）共立福祉会 ケアハウス高尾）

【資料 30-56】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（株）和が家 おはな和が家）

【資料 30-57】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（TPR トータル・ピース（株） さわやか絹の郷信州おかや）

【資料 30-58】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 松風）

3 住宅の確保体制の整備

(1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制の整備に努める。

(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制の整備に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地の選定を行う。

(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備に努める。

(5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制の整備に努める。

(6) 他の自治体において災害が発生した場合、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制の整備に努める。

(7) 岡谷建設事業協同組合及び岡谷市水道事業協同組合やプレハブ供給メーカーと協力体制の構築に努める。

4 学校における避難計画

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）においては、多数の幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を混乱なく、安全に避難させ、身体及び

生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し、学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画

ア 学校長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては岡谷市、岡谷警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 災害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達方法
- (ロ) 市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (カ) 児童生徒等の避難誘導方法
- (キ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (ク) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ケ) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- (コ) 児童生徒等の救護方法
- (サ) 初期消火と重要物品の搬出方法
- (シ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (ス) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (セ) 防災訓練の回数、時期、方法
- (ソ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (タ) 災害後における応急教育に関する事項
- (チ) その他、学校長及び園長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校においては、施設・設備の点検管理について、以下の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

学校においては、二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。このため、学校においては、消防法に基づく防火管理者を選任し、日常の火気管理、消防設備の適切な維持、消火・避難訓練などを実施する。

ア 日常点検は、防火管理者が実施し、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消防設備士または消防設備点検資格者により、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検するとともに、点検報告書を消防署長へ報告する。また、電気設備に関しても、電気主任技術者等による定期点検を実施する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。

(7) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教職員の対処、行動を明確にする。

(4) 全職員が共通理解すると共に、個々の分担を明確にする。

(9) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応する。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応する。

(5) 私立幼稚園等の指導

私立幼稚園及び児童館については、学校の対策に準じて整備するよう指導する。

5 在宅避難者等の支援

(1) 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

(2) 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した上で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

(3) 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(4) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以下の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

第 1 2 節 孤立防止対策

危機管理班・秘書広報班・各地区班・社会福祉班・介護福祉班・
商業観光課・農林水産班・都市計画班・土木班

第 1 基本方針

本市の地形は、北部から西部にかけて山地が連なり、平地は諏訪湖周辺及び天竜川沿いに広がっている。天竜川の橋梁が被災した場合や国道・県道などの主要幹線道路が冠水等で被災した場合、諏訪湖南岸地区や天竜川沿いの川岸地区では孤立化する可能性が高くその対策が重要である。

第 2 主な取組み

- 1 市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 市は、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 市及び区は、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客について、平常時から把握しておく。
- 4 市及び区は、救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間に準備する。
- 5 市は、孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努める。

第 3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 防災行政無線等の整備

市は防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、移動用携帯無線機等の整備により、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

同報系防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、難聴地域の改善のため、屋外拡声子局の増設や高性能スピーカーなどの整備を計画し、市民への迅速かつ的確な防災情報の伝達を行うための整備を図る。

また、移動系防災行政無線のデジタル化を推進する。

(2) アマチュア無線の協力確保

孤立地域の通信途絶に際し、アマチュア無線の活用が図れるよう、岡谷アマチュア無線クラブ等の協力体制を確立し状況把握に努める。

2 災害に強い道路網の整備

山間地等の孤立化が懸念される地域への連絡路となる市道等について、代替ルートの有無等の地域条件を考慮し、道路整備を推進する。

3 要配慮者の把握

市は、各区等と連携して、個人のプライバシーに十分配慮しながら、平常時の行政活動を通じ、優先して救護すべき要配慮者の実態を把握する方策を検討する。

4 自主防災組織の育成

市は、第 33 節「自主防災組織等の育成に関する計画」に基づき、自主防災組織の育成を推進する。また、地域の住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

孤立が予想される地域ごとに最低 1 箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災

害による被害を受けないよう立地条件の検討や施設の更新にも配慮する。

6 備 蓄

(1) 備蓄品の分散配置

避難場所となる支所及び小中学校体育館については、孤立化に備えて食料品等の備蓄をする。

(2) 住民による備蓄

孤立が予想される地域の住民は、平常時から、食料（一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）、生活必需品等の備蓄に努める。

第13節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画

危機管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、輸送手段の混乱や流通機能のまひ等により、食料品・生活必需品が著しく不足する。このため、食料品・生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図り、円滑な供給により、市民生活を確保する。

また、災害発生後できるだけ速やかな食料供給を行うため、関係機関との間で災害時に対応できるよう協力関係の体制強化を図る。

第2 主な取組み

- 1 食料、生活必需品の供給について、関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 4 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄の観点による配慮をするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達計画

(1) 食料品等の備蓄・調達体制の整備

ア 備蓄目標の設定

県地域防災計画を参考にして備蓄目標を設定する。

備蓄目安	人口5%の2食分（人口約50,000人に対し5,000食分）
------	--------------------------------

イ 備蓄・調達品の内容

乾パン、缶詰、レトルト食品、カップめん等、調理を要しないか又は調理が容易で食器具が付属した食品を主体とする。

ウ 備蓄の実施

備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、備蓄を実施する。

(ア) 市による現物備蓄、協定業者等の協力による在庫の活用等、分担を定め、備蓄・調達体制を確立する。

(イ) 定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

エ 備蓄倉庫の整備

避難所の周辺に備蓄倉庫を整備する。

(ア) 備蓄倉庫は、地区の孤立化等も考慮し、分散配置を行う。

(イ) 避難所となる学校等については、空き教室の利用等について検討する。

【資料23】非常備蓄品

(2) 家庭等における食料備蓄

市は、住民、企業等に対して、防災訓練、広報等を通じ、食料備蓄の重要性について、啓発を行う。家庭における食料備蓄は次を目安とする。

- ア 備蓄品の目安
一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度（市から食料が供給されるまでの間の食料）
- イ 備蓄品の種類
飲料水、乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等の調理が不要なものが望ましい。
- ウ 備蓄品の留意点
 - (7) 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料を備蓄する。
 - (4) 賞味期限のあるものは、順次入れ替えを行う等、適正な管理に努める。

(3) 応援協力体制の整備

長野県市町村災害時相互応援協定及び生活必需品に関する協定の内容を確認し、災害時の食料調達体制を図る。

(4) 食料品等の供給体制の整備

市は、備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。

ア 市は、食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備する。

イ 応急対策が長期間にわたる場合は、民間の給食業者を通じての供給体制について検討する。

2 生活必需品の備蓄・調達計画

(1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

市において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

ア 備蓄目標の設定

県地域防災計画を参考にして備蓄目標を設定する。

備蓄目標	人口5%相当（人口約50,000人に対し2,500人分）
------	------------------------------

イ 主な生活必需品

次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

- (7) 寝具（タオルケット、毛布等）
- (4) 衣類（下着、靴下、作業着等）
- (9) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (5) 身の回り品（タオル、生理用品、紙オムツ等）
- (6) 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- (8) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレトペーパー等）
- (1) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(2) 家庭等における生活必需品備蓄

市は、住民、企業等に対して、防災訓練、広報等を通じ、生活必需品備蓄の重要性について、啓発を行う。

家庭における備蓄品は、市が備蓄・調達する生活必需品に加え、食料、飲料水、常備薬、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行う。

(3) 応援協力体制の整備

長野県市町村災害時相互応援協定、JA信州諏訪、生活協同組合コープながの、アピタ岡谷店との協定内容を確認し、災害時の生活必需品調達体制を図る。

(4) 生活必需品の供給体制の整備

市は、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

- 【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書
- 【資料 30-17】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（ＪＡ信州諏訪）
- 【資料 30-18】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（生活協同組合コープながの）
- 【資料 30-33】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）
- 【資料 30-54】災害時における物資供給に関する協定書（（株）プラスワン）
- 【資料 30-55】災害時における物資供給に関する協定書（（株）ケーヨー）
- 【資料 30-65】災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人 コメリ災害対策センター）
- 【資料 30-66】災害時における物資供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

第 1 4 節 給水計画

危機管理班・水道班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

飲料水の備蓄は、配水池等の既存水道施設の耐震化の推進により、水道貯留水確保に努めるほか、プール等予備的水源の活用体制を整備し、非常時の飲料水確保に備えるとともに、給水車・給水タンク等の確保により、飲料水の供給に備える。

また、被災していない地区や他の市町村(水道事業者及び水道用水供給事業者等を含む。以下同じ。)による応急給水により飲料水の確保を図る。

第 2 主な取組み

- 1 市は、水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 市は、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立するとともに、関係業者との協定の締結を推進する。
- 3 岡谷市水道事業協同組合及び飲料水の提供について締結している協定の内容を確認し、円滑な供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 水道施設の整備

市内には 25 箇所の配水地があるが、災害に備え容量の増強、緊急遮断弁の設置、自家発電の整備など、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を推進する。

(2) 生活用水等の確保

ア 市は、市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。

イ 貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくように努める。

ウ 県及び住民が実施する事項に対する協力、支援を行う。

(3) 住民が実施する計画

ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。

エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

市は、給水タンク 2 基を整備しており、緊急時にはこれらにより供給を行う。市独自での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の支援を要請する。

(1) 給水車の整備及び民間の給水車(タンク)の応援体制の整備

(2) 給水タンク、ポリタンク、ポリ袋などの整備

(3) 浄水器、ろ過機等の整備

(4) 風水害による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行い運行計画の策定、給水体制の確立を図る。

(5) 岡谷市水道事業協同組合と連絡を密にし発災時の応急措置等の体制を確立する。

【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング^{（株）}）

第 1 5 節 危険物施設等災害予防計画

施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、飛散、爆発、火災などにより、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第 2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 放射性物質使用施設、火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第 3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 危険物施設の現況把握

諏訪広域消防本部の協力を得て、危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況についての把握に努める。

【資料 23】危険物施設

(2) 規制及び指導の強化

ア 諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 諏訪広域消防本部は、既設の危険物施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 諏訪広域消防本部は、立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(3) 自衛消防力の充実

諏訪広域消防本部は、緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(4) 化学的な消火、防災資機材の整備

諏訪広域消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

諏訪広域消防本部は、近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力を確立するよう、危険物施設の管理者等へ指導を行う。

(6) 警察との連携

諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置または変更の許可をした際は、必要により警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

(7) 岡谷警察署

岡谷警察署は、諏訪広域消防本部と連携し、危険物施設の実態を把握するとともに、情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

2 放射性物質使用施設、火薬類施設等災害予防計画

放射性物質使用施設、火薬類施設における災害の発生及び拡大を防止するため、対象施設管理者、関係機関等との連携を強化し、次の予防対策を推進する。

(1) 所管する放射性物質使用施設、火薬類施設の把握

(2) 対象施設管理者、関係機関との連絡体制の整備

(3) 救助・避難体制の整備

(4) 防災用資機材の整備

3 高圧ガス、液化石油ガス施設等災害予防計画

高圧ガス、液化石油ガス施設等に対して、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により、従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。このため消防班は、諏訪広域消防本部の協力を得て次の対策に努める。

(1) 施設の所在等、現況の把握に努める。

(2) 県及び関係機関と協力し、災害予防対策を確立する。

(3) その他の事項は、県地域防災計画に準ずる。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 諏訪保健福祉事務所

諏訪保健福祉事務所は、毒物及び劇物取締法に基づく、毒物劇物の製造業、輸入業、販売業及び届出を要する業務上取扱者に対して、災害防止のため指導する。

(2) 岡谷警察署

岡谷警察署は、毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

第 16 節 電気施設災害予防計画

関係機関・施設管理者

第 1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に予防対策を推進する。

第 2 主な取組み

- 1 電力事業者は、地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 電力事業者は、災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 電力事業者は、関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

- (1) 電力事業者は、災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。
- (2) 電力事業者は、水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐震設計を行う。

2 職員の配置計画

電力事業者は、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

- (1) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧活動について、関連業者と契約して体制を整備しておく。
- (2) 市及び電力事業者は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去の災害の災害実情を把握し実践的な訓練を実施するとともに、平常時より連携を図る。
- (3) 電力事業者及び市は、平常時より情報提供体制を整え連携を強化する。

【資料 30-21】災害時における電設関係応急措置に関する協定書（岡谷市電気工事業組合）

【資料 30-59】災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

（中部電力（株）電力ネットワークカンパニー諏訪営業所）

第 17 節 都市ガス施設災害予防計画

消防班・土木班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

災害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第 2 主な取組み

- 1 都市ガス事業者は、橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 都市ガス事業者は、宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 都市ガス事業者は、二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。
- 4 都市ガス事業者は、大規模災害（風水害、地震）を想定したマニュアル整備をするとともに、定期的に見直しを行う。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

都市ガス事業者は、橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検を実施する。

2 職員の配置計画

都市ガス事業者は、休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時には直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行う。

3 関係機関との連携

(1) 都市ガス事業者は、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(2) 都市ガス事業者及び市は、平常時より情報提供体制を整え連携を強化する。

(3) 都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

ア (社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

イ (社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
「東京パイプライン事故対策要領」

第 18 節 上水道施設災害予防計画

水道班・関係機関

第 1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化、耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災しにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第 2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第 3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

市は、水道施設の整備のために以下を実施する。

ア 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図る。

イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

ウ 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。

エ 復旧資材の備蓄を行う。

オ 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した水道管路図等の整備を行う。

カ 管路の耐震化を行う。

キ 浄水場の耐震診断を行い、必要に応じ補強工事を行う。

ク 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。

ケ 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

コ 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

サ 予備電源の確保を図る。

2 岡谷市水道事業協同組合

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、豪雨災害等の災害実情を把握し実践的な訓練を実施するとともに、関係機関との連携について平常時からの体制を整える。

【資料 30-15】災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

第 19 節 下水道施設災害予防計画

土木班・水道班・関係機関

第 1 基本方針

下水道（汚水、雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、風水害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。このため、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第 2 主な取組み

- 1 市は、緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 2 市は、緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 市は、下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 4 市は、管渠の系統の多重化を図る。

第 3 計画の内容

1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- (1) 市は、災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- (2) 市は、対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。
- (3) 市は、復旧体制について、諏訪建設事務所、(財)長野県下水道公社南信管理事務所、他の市町村との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

市は、緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

3 下水道施設台帳の整備・拡充

市は、下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実にかつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備える。

4 管渠の系統の多重化

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

【資料 30-15】災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

第20節 通信・放送施設災害予防計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は、緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 市は、通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は、通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 市は、通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局（消防無線、警察無線等）を選定しておくこととする。

2 岡谷市通信施設等災害予防

(1) 防災行政無線

住民への情報伝達手段として防災行政無線を市内44箇所に整備したほか、移動用携帯無線機、難聴地域の対策として防災ラジオを導入している。

防災行政無線については、災害時に備え定期保守点検や耐震性などの災害予防対策を図る。

(2) 通信機器

庁内通信設備及び電算室の設備の転倒防止、揺れ止め等の処置を行う。

【資料12】岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧

3 岡谷市行政チャンネル

災害時には岡谷市行政チャンネルにおいて災害情報を伝達するとともに、災害緊急放送に関する相互協定を締結しているエルシーブイ㈱と平常時から協力体制を確立し、メンテナンスなど災害予防対策を図る。

4 電気通信施設災害予防

通信事業者は、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めることとする。

(1) 被災状況の早期把握

市及び通信事業者は、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化するとともに、情報連絡の強化も図る。

(2) 電気通信設備等の高信頼化

各機関は、電気通信設備とその附帯設備には、必要な耐水、耐風、耐雪、耐震および耐火構造化を行う。

(3) 電気通信システムの高信頼化

- ア 通信事業者は、主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- イ 通信事業者は、主要な中継交換機を分散設置すること。
- ウ 通信事業者は、通信ケーブルの地中化を推進すること。
- エ 通信事業者は、主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

(4) 災害対策機器の配備

- ア 通信事業者は、通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するために必要な非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。
- イ 通信事業者は、災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込み等に迅速に対応できるよう緊急受付窓口体制を確立する。

5 道路埋設通信施設災害予防

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第 2 1 節 鉄道施設災害予防計画

商業観光班・関係機関

第 1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、震災の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第 2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 東日本旅客鉄道㈱

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

(2) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

2 岡谷市

市及び東日本旅客鉄道㈱は、電車の不通により生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、平常時から情報連絡の強化を図る。

第 2 2 節 災害広報計画

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第 1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を推進する。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第 2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第 3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制の整備

(1) 広報手段の整備

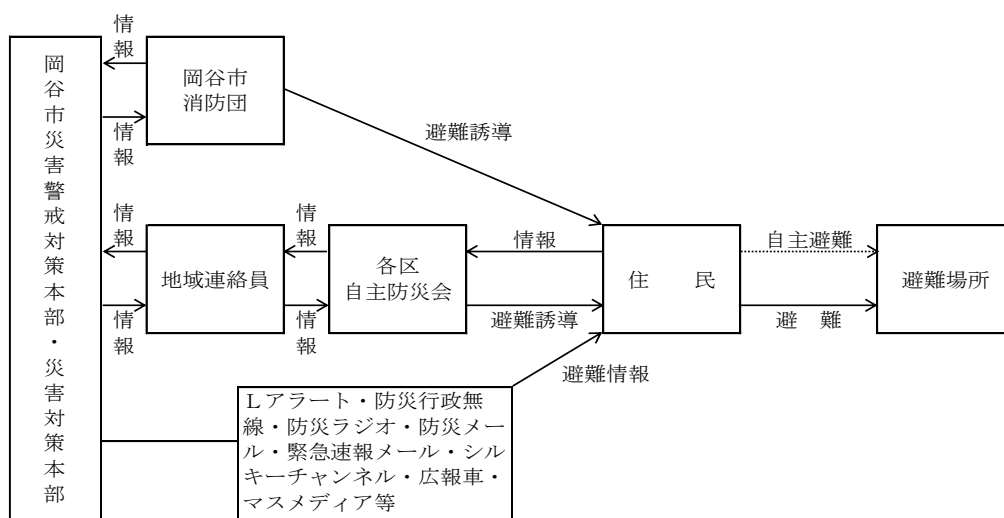
ア 現状の広報手段

- (ア) 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）に対しての公表あるいは依頼又は要請
- (イ) 広報紙、チラシ等の印刷物の発行配布
- (ウ) 広報車等の機動力による現地広報
- (エ) 防災行政無線、防災ラジオ、防災メールによる広報
- (オ) Lアラート（災害情報共有システム）、市のホームページ、岡谷市行政チャンネルによる広報
- (カ) 自主防災会による現地広報

イ 広報手段の整備

第 3 節「情報の収集・連絡体制計画」との整合を図り実施する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(2) 広報文の事前検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別毎に次の場合を想定して、わかり易い広報文を作成する。

- ア 災害の発生が予知又は予想される場合
- イ 災害が発生した場合
- ウ 応急対策活動が実施された場合

(3) 被災者及び住民等への情報の提供体制

ア 問い合わせ窓口の設置

市は、被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が対応できるよう体制の整備を図る。

イ 岡谷市行政チャンネル、ケーブルテレビ等の活用

市は、岡谷市行政チャンネルのほかエルシーブイ(株)の協力を得て、テレビジョン、FMラジオを活用し、地域に密着した情報提供の充実を図る。

ウ 市のホームページ等の利用

市のホームページ等を利用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供できる体制を整備する。

エ 大規模災害ラジオ放送協議会の活用

県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。

オ 伝言サービスの利用

日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

カ 臨時災害放送局の開設

大規模災害時において、住民への情報伝手段として協定に基づく臨時災害放送局の開設が適切と判断した場合に、エルシーブイ(株)の協力を得て臨時災害放送局を円滑に開設するための体制を整備する。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 広報窓口の一本化

市は、取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

(2) 放送要請体制の整備

市は、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。

【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ(株)）

【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定

（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）

第23節 土砂災害等の災害予防計画

危機管理班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者

第1 基本方針

本市はその地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えている。これら土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点から危険箇所の土地に法律に基づく指定、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進を要請するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図るとともに、要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域について防災対策の推進を図る。

また、長野県の災害に強い森林づくり指針の基本方針に沿い、県と連携し適地適木・適正管理による災害に強い森林づくりに努める。

第3 計画の内容

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

【資料16】社会福祉施設等

1 地すべり対策

(1) 地すべり危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

市は、防災関係機関等と連携して、地すべり危険箇所の実態把握に努め、地域住民に周知する。地域住民は地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

イ 危険箇所の巡視等

市は、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、地域住民及び関係機関と協力し、危険箇所の巡視や排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これからの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知する。

(3) 地すべり防止区域の巡視等

ア 地すべり防止工事の要請

市は、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止工事を必要とする箇所については、早急な実施を県に要請する。

イ 地すべり防止区域の巡視等

市は、地すべり防止区域のうち、県によりおおむね対策工事が完了した地区については、県からの委託により巡視及び軽微な修繕を行う。

(4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費及び、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。

2 山地災害危険地対策

市は、必要に応じて、山地災害危険地を森林法に基づく保安林に指定と保安施設事業の積極的な推進を県に要請する。

3 土石流対策

(1) 危険箇所等の周知

市は、関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域の地域住民に周知する。地域住民は土石流危険渓流及び警戒避難に関する知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これからの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について整備を推進する。

(3) 砂防事業の推進

市は、災害発生の危険度や人家の状況等を考慮し、必要により砂防指定区域への指定を県に要請し、砂防事業の推進を図る。

(4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限

ア 市及び県は、建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 市及び県は、勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費及び、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

市は、関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域の地域住民に周知する。地域住民は急傾斜地危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

イ 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロールを実施し情報の収集を図るとともに、周知方法等について定める。

(7) 市は、崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示を行えるような伝達方法等について避難計画を確立する。

(4) 市は、避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これからの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知する。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の推進

市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を必要とする箇所については、急傾斜地崩壊防止区域の指定及び急傾斜地崩壊防止工事の早急な実施を県に要請する。

- (4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費及び、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。
- (5) 農業用排水路について危険箇所を調査し「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

【資料 31】土砂崩壊危険箇所

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域対策

- (1) 市は、防災マップの配布、出前講座等の開催の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者、従業員等に対して、土砂災害警戒区域の周知を図る。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、市、地域住民等の協力を得て、避難誘導、搬送体制の整備を図る。
- (3) 市は、土砂災害警戒情報が発令された場合は、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、行政チャンネル、電話、FAX等のほか、地元自主防災会による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報伝達体制の整備を図る。

【資料 16】社会福祉施設等

【資料 17】医療機関

6 土砂災害警戒区域等の対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する。

- (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を構ずるものとする。
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (2) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、自主防災会及び住民に周知する。
 - イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、行政チャンネル、電話、FAX等のほか、地元自主防災会による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報伝達体制の整備を図る。

第24節 防災都市計画

企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・都市計画班

第1 基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災の延焼を防止するため、準防火地域内の建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 都市施設の整備を推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 準防火地域の指定

市は、都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を準耐火構造とし、不燃化を図る。

2 建築基準法第22条区域の指定

準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根等の不燃化を図る。

3 防災空間の整備拡大

- (1) 市は「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (2) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

4 市街地開発事業による都市整備

- (1) 市は、木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、必要に応じて市街地開発事業を推進する。
- (2) 市は、必要に応じて、国土利用計画岡谷市計画を見直す。

第 2 5 節 建築物災害予防計画

消防班・都市計画班・生涯学習班・施設管理者

第 1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第 2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第 3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 公共建築物の対策

市は、公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

(2) 一般建築物の対策

市は、一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うとともに、住民に対し保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(3) 建築物の所有者の対策

- ア 建築物の所有者等は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。
- イ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の水害対策

(1) 崖地の崩壊等

市は、出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、安全性の確保を図るための指導及び啓発を行うとともに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

(2) 建築物の所有者の対策

建築物の所有者等は、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

市は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (4) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

災害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のため、関係機関に連絡のうえ、事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害予防

(1) 都市計画街路の整備

市は、計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

(2) 既存道路の対策

ア 既存道路については、道路改良、法面保護等、耐震性に配慮しながら計画的に道路整備を実施する。

イ 橋梁については、橋梁取付部の強化等耐震性に配慮しながら計画的に整備を行う。

ウ 第9節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路、地区の孤立防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対策を実施する。

2 農道、林道及び橋梁の災害予防

(1) 危険箇所の把握

市は、定期的にパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。

(2) 農道、林道の改良

市は、計画的な農道、林道の改良等を実施する。特に林道については、法面の崩壊防止対策、地すべり対策等を実施する。

3 関係団体との協力体制の整備

(1) 道路管理者等との協力体制

市は、国、県及び中日本高速道路(株)の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。

(2) 建設業協会等との協力体制

災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により岡谷市建設業協同組合との協力体制を図る。

(3) 情報共有体制の整備

災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が状況共有できる体制の整備に努める。

4 危険防止のための事前規制

- (1) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

- (2) 道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

第２７節 河川施設・ため池等災害予防計画

危機管理班・農林水産班・土木班

第１ 基本方針

河川施設等は、災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに点検、整備等を行い安全の確保に努める。

また、豪雨等により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく下流域の人家や公共施設等に甚大な被害が生じる恐れがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第２ 主な取組み

- 1 堤防や河道の点検を定期的に行い、洪水等に対しての安全性の向上を図るため、施設の補強及び維持管理に努める。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 3 浸水想定区域の公表及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等の施設の情報伝達及び避難体制の確保に努める。
- 4 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害をあたえるおそれのある防災重点農魚用ため池を優先して対策に取り組む。
- 5 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から修繕等を実施する。
- 6 豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

【資料３】水防警報指定河川

【資料４】水位情報指定河川

【資料５】河川

【資料６】重要水防区域

【資料７】水防上重要な水門の操作

【資料９】ため池

【資料１６】社会福祉施設等

第３ 計画の内容

１ 河川施設災害予防

市は、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、特に注意を要する地域を重要水防区域に指定し、被害予測に基づく水防工等の検討を行い、災害に備える。

２ 流域治水対策

(１) 水門等の管理体制の整備

市は、関係機関と連携し、水門等の適正な管理により水害予防に努める。

(２) 一時貯水施設の整備

雨水の一時的な流出を抑制するため、長期的な視野に立った治水対策の検討を行う。

ア 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討

イ 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設促進

3 河川氾濫に対する要配慮者利用施設等の避難対策

(1) 情報の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場及び地下街等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）、警戒避難体制の確立等防災体制の整備を確立する。

(2) 防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡、通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(3) 施設管理者が実施する計画

浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場、地下街等の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成する。

4 ため池災害予防

(1) ため池台帳の整備

市は、ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。また、ため池管理者との緊急連絡網を作成する。

ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(2) 応急資材の整備

市は、豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するなど、必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備し、応急対策に備える。

(3) ため池管理団体の対策

ア 緊急連絡体制の整備

ため池管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。

イ 巡回点検の実施

ため池管理団体は、適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、市に点検結果を報告する。

第 28 節 農林水産物災害予防計画

農林水産班・関係機関

第 1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想されるため、予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第 2 主な取組み

- 1 市は、農業農村支援センター等に協力して農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知する。
- 2 農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

第 3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

- (1) 市は、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 関係機関は市と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (3) 住民は、農作物等災害指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

- (1) 健全な森林づくりの推進
適正な森林管理は、保水機能の確保や山地災害の防止等、重要な防災機能を果たすため、市は、県、諏訪森林組合等関係機関等と連携するとともに、災害に強い森林づくりに努める。
- (2) 林産物生産・流通施設等の安全対策
市、県、関係業界は連携をとり、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言し、機械、施設の固定化、補強等の安全対策を普及する。

3 関係団体との協力体制の整備

市は、国、県等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。

第29節 二次災害の予防計画

危機管理班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

市は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 諏訪広域消防本部が実施する危険物関係の計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する危険物関係の計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 防災応急対策用資機材等の整備
- ウ 自衛消防組織の強化促進
- エ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(3) 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) (一社)長野県LPガス協会が実施する計画

災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備する。

(5) 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画

ア 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

イ 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておく。

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

イ 防災応急対策用資機材等の整備

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 情報収集体制の整備

市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害の発生が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

第30節 防災知識普及計画

全機関

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力向上が不可欠である。

このため、市は、災害文化の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

市は、発災時における行動の仕方、どのような危険があるか、応急対策をどうするか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を図る。

(1) 知識普及の方法

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市行政チャンネル、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- ① 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- ② 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ③ 警報等や、避難指示等の意味や内容
- ④ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ⑤ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑥ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑦ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑧ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑨ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- ⑩ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- ⑪ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意

識

- ⑫ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- ⑬ 正確な情報入手の方法
- ⑭ 要配慮者に対する配慮
- ⑮ 男女のニーズの違いに対する配慮
- ⑯ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- ⑰ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑱ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ⑲ 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑳ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。
- ㉑ 避難生活に関する知識
- ㉒ 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- ㉓ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- ㉔ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- ㉕ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- ① 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

（ア）避難の確保を図るため必要な事項

（イ）浸水想定区域内の地下街等

（ウ）要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

- ② 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

（ア）土砂災害に関する情報の伝達方法

（イ）指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

（ウ）その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

- ③ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。

ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

エ 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

オ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活

用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

- カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ケ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。
- コ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- サ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- シ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 家庭における防災知識普及の推進

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、各家庭において防災に関する話し合いを定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

- ア 避難路、避難所の確認
- イ 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - ① 避難場所への立退き避難
 - ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - ③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
- ウ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- エ 災害時の連絡方法
- オ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- カ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- キ 備蓄食料の更新（一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）

第13節「食料品・生活必需品の備蓄・調達計画」参照
- ク 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

- ケ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活
再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- コ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- サ 避難生活に関する知識

(3) 企業における防災知識普及の推進

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

(4) 関係機関における防災知識普及

日本赤十字社長野県支部岡谷市赤十字奉仕団及び諏訪広域消防本部は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。このため、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(1) 市所管の施設

市所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

(2) その他の施設

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）において、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。また、幼稚園に対しては、学校の対策に準じて、適正な対策を行うよう指導する。

(1) 防災訓練の実施

学校においては、大規模災害にも対処できるように市、その他関係機関と連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(3) 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(4) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(1) 普及する事項

- ア 気象に関する一般的な知識
- イ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員が果たすべき役割
- エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後風水害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第 3 1 節 防災訓練計画

危機管理班・消防班

第 1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であり、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

第 2 主な取組み

- 1 年 1 回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第 3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 風水害・地震総合防災訓練

市は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した総合防災訓練を行う。

ア 実施時期

水防月間（5月1日～5月31日）や防災週間（8月30日～9月5日）に合わせて実施する。

イ 実施場所

市内全域で実施する。

(2) その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。住民、企業等は、市及び関係機関が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ア 水防訓練

水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

イ 消防訓練

消防班は、諏訪広域消防本部及び岡谷市消防団と連携し、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

ウ 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

エ 通信訓練

市は、県及び関係機関の協力を得て、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、遠

隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

オ 避難訓練

市は、災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

キ 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

ク 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結市町村間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

ケ 複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる事後評価を行う。

(1) 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努め、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

3 県の防災訓練との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県と市の分担を互いに調整し、連携して訓練を実施する。

第32節 災害復旧・復興への備え

全機関

第1 基本方針

地震による災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

市は次に掲げた項目について実施するものとする。

- (1) 災害による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など、広域処理体制の整備に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。
- (3) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運の方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行なう必要がある。

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、市において保管している地籍図、家屋図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討を

する。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

危機管理班・消防班

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、避難誘導、救出・救護、炊き出し、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。地域における自主防災組織の組織的な活動により、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織の組織化を促進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の明確化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 自主防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織の単位

区及び事業所等を単位とする。

(2) 自主防災組織の編成

地域の実情に応じた組織の編成が望ましいが、概ね次の事項について定める。

- ア 組織の名称
- イ 規約又は要綱
- ウ 活動内容
- エ 任務分担及び責任者

3 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災マップの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達

- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救助等の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

4 活動環境の整備

市は、自主防災組織防災資機材購入費等補助金交付要綱に基づき、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動拠点としての整備を進める。

5 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。

市は、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施する。また、災害対応においては、女性の果たす役割が大きいことを認識するとともに、男女共同参画の視点から、女性のリーダーとしての活躍や意思決定の場への参画を推進する。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の組織への参画を促進し、組織の活性化を図る。

6 各防災組織相互の協調

市は、自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

7 自主防災組織連絡協議会

- (1) 各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図ることによりその健全な発展と住民の防災意識を高め、地域の防災体制の確立を図る。
- (2) 自主防災組織と消防団の連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第34節 ボランティア活動の環境整備

企画班・社会福祉班・関係機関

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO及びNGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 ボランティアの事前登録を、社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等）において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
- 5 災害中間支援組織、NPO等との連携・調整を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多様多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

市は、社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等）が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 活動拠点

岡谷市ボランティアセンターは、平常時はおかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）岡谷市社会福祉協議会内に置き、災害時には文化会館を活動拠点として受け入れ体制の整備を図る。

平常時	おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ） 岡谷市長地権現町四丁目 11 番 50 号 電 話：0266-24-2290 F A X：0266-24-2291	災害時	岡谷市文化会館（カノラホール） 岡谷市幸町 8 番 1 号 電 話：0266-24-1300 F A X：0266-24-1412
-----	--	-----	--

3 ボランティア団体間の連携

災害時の広範なボランティア活動に際し、総合的かつ組織的な活動を行っていく上では、各団体がボランティア活動について各々の活動分野、能力等について事前把握を行い、団体間の連携・協力体制の強化を図っていくことが必要である。

市は、長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

災害時の広範かつ多量にわたる被災者のボランティアニーズを的確に満たすためにはボランティアを適時適切に配置する等、ボランティア活動の総括的かつ効果的な運用を図る調整業務が必要となる。

市、県、県社会福祉協議会、[日本赤十字社長野県支部](#)、[長野県災害時支援ネットワーク](#)等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第35節 災害対策基金等の積立及び運用計画

企画班・地域創生推進班・財政班

第1 基本方針

市は、基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた災害応急対策等の諸施策を実施するため、基本基金及び財政調整基金の積立に努める。

第2 主な取組み

- 1 地域防災計画に基づく防災対策の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 財政措置

災害時に備え、基本基金及び財政調整基金の維持・運営を図る。

2 岡谷市基本基金・岡谷市財政調整基金

地方財政法第4条の4の規定による場合（処分出来る場合）

- (1) 経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

全機関

第1 基本方針

本市は、台風、集中豪雨等により甚大な被害を受け、また今後においても地滑り等の被害が発生することが予測される。

気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

市・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

1 防災アセスメント調査の定期的な実施

市は、社会動向の変化や都市化の進展等、地域条件の変遷に応じ、常に地域の実態に即した災害特性が把握され、また、新たな災害予測技術に基づく、より正確な被害予測等が得られるよう、定期的な防災アセスメント調査の実施を図る。

2 主な研究・調査課題

- (1) テレメータ雨量計、地すべり監視システム等の新たな災害監視技術と連動した予警報システムの構築及び避難体制の整備
- (2) 防災行政無線等、情報伝達体制の整備計画
- (3) 避難場所等、地域の防災拠点の適切な配置、機能分担、施設・設備計画
- (4) 自主防災組織の育成・支援活動計画
- (5) 避難行動要支援者の把握・避難支援計画
- (6) 食料・生活必需品等の備蓄・調達計画

第３７節 企業防災に関する計画

危機管理班・消防班・商業観光班・工業振興班

第１ 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の各種災害に対する強化、予想被害から復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第２ 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第３ 計画の内容

１ 現状および課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、泥流などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

２ 実施計画

(1) 市が実施する計画

- ア 企業の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- イ 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 企業が実施する計画

- ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。
- イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を即死するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラ

インの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料などの非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第38節 観光地の災害予防計画

企画班・消防班・商業観光班・関係機関

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 市が実施する計画

- ア 観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- イ 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- ウ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

(2) 関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進する。
- イ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努める。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 市が実施する計画

観光地の観光案内所等で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

(2) 関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
- イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図る。

